

## 【報告書記入における留意事項について】

### 1 様式1について

- ① 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の報告は、別葉にせず、同一の報告書にて報告してください。
- ② 特別管理産業廃棄物の種類は、次により記入してください。
  - (a) 政令(※注1)第2条の4第1号に定める廃油→「1号廃油」と記入してください。
  - (b) 政令第2条の4第2号に定める廃酸→「2号廃酸」と記入してください。
  - (c) 政令第2条の4第3号に定める廃アルカリ→「3号廃アルカリ」と記入してください。
  - (d) 政令第2条の4第4号に定める感染性廃棄物→「感染性廃棄物」と記入してください。
  - (e) 政令第2条の4第5号イ、ロ又はハに定めるPCB関連廃棄物の場合  
→ 「PCB等」と記入してください。
  - (f) 政令第2条の4第5号ニに定める廃水銀等→「廃水銀等」と記入してください。
  - (g) 政令第2条の4第5号ホ、ヘ、チからルのいずれかに該当する廃棄物の場合  
→ 「特定有害(※注2)」と記入してください。
  - (h) 政令第2条の4第5号トに定める廃石綿等→「廃石綿等」と記入してください。
  - (i) 政令第2条の4第6号から第11号のいずれかに該当する廃棄物の場合  
→ 「有害ばいじん等」と記入してください。
- ③ 処分後に発生した産業廃棄物の処理方法が異なる場合は個々に記載し、備考欄にその後の処理方法(最終処分、売却など)を記入してください。(様式1の記載例木くず参照)
- ④ 県外産業廃棄物を取り扱っている場合は、「県内分」と「県外分」をそれぞれ別葉にしてください。
- ⑤ 書ききれない場合は、(裏面)をコピーしてください。
- ⑥ 実績がない場合は「実績なし」と記入してください。
- ⑦ 同様の項目を入力した電子データがある場合には、様式1による紙面での提出に代えて、電子データを一般的なデータ形式で提出してください(媒体は、CD・DVD)。なお、委託者が100社以上の場合は、原則として電子データを提供して下さるようお願いいたします。

※注1 ここで「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号)のことをいう。

※注2 ( )の中に廃油、廃酸、汚泥等を記入すること。

### 2 様式2について

- ① 同一施設で「自社処理分」と「受託分」がある場合は、施設欄を分けて記入してください。
  - ・ 自社から発生した産業廃棄物を破碎処理している場合  
→ 破碎施設(自社処理分)と記入してください。
  - ・ 排出事業者から委託した産業廃棄物を破碎処理している場合  
→ 破碎施設(受託分)と記入してください。
- ② 受託分小計の数値は、様式1の処分量を合計した数値と相違がないようにしてください。
- ③ 実績がない場合は「0」と記入してください。
- ④ 自社処理実績がない場合は、受託分小計と合計が相違ないようにしてください。

### 3 様式3について

- ① 最終処分業者のみ記入し、提出してください。
- ② 埋立処分実績欄の数値は、様式2に記載した処分量を合計した数値と相違がないようにしてください。また、容量欄には覆土分を含んだ容量を記入してください。
- ③ 施設現況及び前年度報告がある場合はその内容と整合性を取るように入力してください。